

第 3 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

日 時 : 平成15年8月27日

場 所 : 飯田川町役場正庁

第3回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成15年8月27日(水)午後2時~3時58分
2. 場 所 飯田川町 役場正庁
3. 出席した委員等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 鈴 木 久米雄 | 三 浦 トシ子 | |
| | 館 岡 哲 | 南 都 武 男 | 淡 路 徹 | |
| | 伊 藤 義 弘 | 鈴 木 政 亞 | 小 玉 喜久子 | |
| 第4号委員 | 山 口 博 司 | | | |
4. 欠席した委員 なし
5. 出席した幹事等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | |
| 副幹事長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | |
| | 鐙 利 行 | 千 種 肇 | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | |
| 専門部会長 | 肥田野 耕 二 | 佐々木 博 信 | 伊 藤 正 | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | |
| | 村 山 久 尚 | 他4名 | | |
6. 協 議 案 件
- (1) 協 議
- ・協議第 9号 継続協議 新市の名称について(名称の決定方法の確認)
 - ・協議第10号 新市の事務所の位置について(庁舎の利用方法の確認)
 - ・協議第11号 財産の取扱いについて(財産及び債務の取扱い)
 - ・協議第12号 新市将来構想について
 - ・協議第13号 新市建設計画について(策定方針の確認)
 - ・協議第14号 地方税の取扱いについて
 - ・協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(決定方法の確認)
 - ・協議第16号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(決定方法の確認)
- (2) 提 案(次回協議事項)
- ・協議第17号 電算システムの取扱いについて
- (3) 次回開催日について

【協議の状況】

司 会（事務局長 幸村）

大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、只今から、第3回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

それでは、会議次第に従いまして 進めさせていただきます。

開会にあたりまして、会長からご挨拶を申し上げます。

会長（石川天王町長）

皆さん、今日は暑いところご出席を賜りまして誠にありがとうございました。また、傍聴者の皆さんも、大変ご苦労様であります。

実は昨日、3町の議会議員の交流会がありまして、私と、昭和さんと飯田川さんとの3人がご招待を受けた訳ですが、その時、私、会長としてこのような挨拶を申し上げました。今、合併については平成17年3月までに合併するという事で、新しい市の名称とか、あるいは事務所の位置とか、財産の取扱いということで協議をしていると。新市誕生の生みの苦しみに直面していると。しかしこれは、なんとしても解決しなければならない、ということをお願いしました。まあ、期限は限られておりますけれども、拙速は避けて、堂々と議論を展開して頂き、より良い市の誕生になるよう心からお願いを申し上げまして、開会の挨拶と致します。

司 会（事務局長 幸村）

続きまして、本日の会議に入りますが、会議に先立ちまして、ここで出席委員数の報告をさせていただきます。

本日は21名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様にあらかじめお願いがございます。会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音しております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

それでは只今から本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、天王町の佐々木吉男委員と、天王町の三浦トシ子委員を指名致しますので、よろしくようお願い申し上げます。

協議に入る前に、委員の皆様にご報告致します。第2回協議会において、合併協定基本項目のうち、新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取扱いの3項目については、一括協議すべきとのご意見があり、その取扱いについては正副会長に委ねさせていただきました。正副会長により協議した結果、3項目については連続協議できるようにと、このたび関係協議案件を追加してありますことを、まずもってご報告致します。そのため、協議番号を修正致しておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

修正内容を事務局から説明させます。

説明者（事務局長 幸村）

はじめに、お手元の資料のご確認をお願い致します。事前にお配りしてある資料は、表紙が水色の第3回協議会資料であります。黄色い表紙は第4回協議会資料であります。また、前回の協議会でお配りした新市将来構想、白い表紙に青と緑色の文字が入った綴りを持ってきて頂いていると存じますが、本日は、この3冊でご協議して頂きます。新市将来構想については事務局に、控えがございますので、資料の足りない方は、お申し出頂きたいと存じます。

協議番号の修正内容についてであります。正副会長で協議した結果、このたび関係協議案件を追加させて頂きました。そのため、協議番号を修正致しております。

第3回協議会資料、水色表紙の1ページの次第をご覧頂きたいと存じます。協議第9号、これは継続協議であります。新市の名称については同じ協議番号となっております。協議第10号、新市の事務所の位置についてと、協議第11号財産の取扱いについては、今回追加提案しております。この関係で、前回提案しております新市将来構想について、新市建設計画について、地方税の取扱いについての3件については、協議番号をそれぞれ2号ずつ繰り下げまして、12号・13号・14号としております

更に、追加案件と致しまして、協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについて、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてと致しております。

なお、本日机の上にお配りしております、3枚綴りの資料のご説明を致します。1枚目は、追加資料として、第3回協議会資料の20ページの次に追加して頂く内容のものであります。また2枚目、3枚目の差し替え表については、訂正箇所を明示してある下に、差し替えできる訂正後の表を載せてありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。以上です。

会 長（石川天王町長）

それでは、協議に入ります。

協議第9号 継続協議となっております。新市の名称についてを議題と致します。

事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

協議第9号新市の名称について、名称の決定方法の確認でございます。第3回協議会資料の2ページをご覧頂きます。

新市の名称の調整案については、枠の中に書いてございますが、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定するという確認をして頂く内容であります。

続いて、7ページをお願いします。8月8日の第2回協議会では、7ページの5.新市名称選定案のところですが、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する、については確認されています。6.新市の名称の公募案として、応募基準のところですが、全国の市町村に無い名称と記載してありますが、新市の名称の定め方については、法律上、特に規定はございません。基本的には自由に定めることができますことから、全国の市町村に無い名称という基準は、除外しても良いものとも考えられます。また、の3町の名称使用について、色々意見が出されました。

それから11ページの方をお願い致します。11ページは、新市名称候補選定小委員会設置要領ですが、こちらは、応募作品の小委員会を設けた内容をお示した案でございます。この内、第3条の組織ですが、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名を持って組織する

もので、3町合わせて6人の委員で組織するものであります。

12ページには、只今ご説明致しました、名称選定のスケジュールを表にしてお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今、協議第9号をご説明申し上げましたが、前回の協議会で、基本的な選定方法として、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定することと致しました。本日、ご協議して頂く内容は、新市名称の公募案について、また、募集要項、小委員会設置要領の順にご協議頂き、これらの内容が確認され次第、公募していきたいと思っております。

項目毎に、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いしますが、はじめに、7ページの6、新市名称の公募案についてと9ページの新市名募集要項案であります。中でも、応募基準の の、3町の名称使用についてがポイントとなっているようであります。また、全国の市町村に無い名称については、基準から除外しても良いものとも考えられます。

ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

赤平委員（昭和町）

応募基準については、今まで議会代表の方達の意見は十二分に聞いてきたつもりでございますので、今回はぜひ、町民代表の委員の方達のご意見を聞きたいと思っておりますが、よろしくお取り計らいをお願い致します。

会 長（石川天王町長）

只今昭和町の赤平議長さんから、議会代表の委員の方々については大体意見を述べているということで、今日は、町民代表の委員の方々からご意見を拝聴したいということでございますので、それでよろしゅうございますか。

それではまず、昭和町の館岡さんから一つご発言をして頂きたいと思っております。

堀井委員（天王町）

継続協議であって、まさしく21人あなた以外は全て同じ立場ですから、言ってみれば強制的に指示をして、今後一人ひとり全部指名していくという方式を取るのであれば別だけれど、あえて町民代表一人ひとりに意見を問うというのはいかがなものかと。そう思います。今までないという事は私共議員の代表の議論に出尽くしていると、それで決まらなかったら、もう少し時間を取る。それであなたが冒頭の挨拶でおっしゃったように、早急に物事を進めないで、じっくりと世論の声を聞くと。それぞれのね、その手法の方が私は、今の段階では一番よろしいのではなかろうかと、そういう風に思います。

会 長（石川天王町長）

今、昭和町の赤平委員から町民代表のご意見ということで、それでよろしゅうございますかと、こう言った段階で、天王の堀井さんから、いや、それぞれというようなことではなくて、委員としても代表としても、これからそのようにするかということになると、運営上、会長の裁量権があるのですけれども。まずですね、私の基本的な考え方としては、議会代表も町民代表も、その町の委員の方々意思統一しているものと解釈しています。意思統一されているという認識は持っておりますが、そうでない委員が居りましたら、ご発言をしても結構だと思うのですが。

赤平委員（昭和町）

私共の方では意思統一はしておりません。先程の方はどういう形でできてるのかわかりませんが、委員一人ひとりの物の考え方を、地域性を町として意思統一してここに望むという事の、そういうスタイルは取っていません。

会 長（石川天王町長）

では、こうしましょう。一人一人聞くのではなくて、ご意見のある方について挙手をして頂いて、ご意見ご質問を承ります。

館岡委員（昭和町）

館岡です。今、会長の方から一番先に名前を言われまして、話そうかなと思ったら堀井委員の方から色々お話ありましたけれども。

この、応募基準の件だと思うのですが、応募基準につきましては、やはり我々は天王、昭和、飯田川ということで、3町でもって対等合併なのだという事は私は考えているのでございまして、この基準につきましては、3町の名前は頭から使用しない方がいいのではないかなと。こういう私の考えであります。以上です。

会 長（石川天王町長）

はい、わかりました。ではその他にないでしょうか。

淡路委員（昭和町）

昭和町の淡路です。第2回の協議会で、協議第7号の合併方式について、8月8日に確認しております。天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その地域をもって新しい市を設置する新設合併であるという表現が、皆さんで確認しておりますので、そういった意味から、いわゆる新しい法人格になるという事でもありますので、各々のお考え沢山あるかと思いますが、いわゆる3町を廃して新しい市を設置するという考え方に立って、公募を展開してはいかがかという風に考えます。

会 長（石川天王町長）

3町の名前は使用すべきでないという事ですね。

淡路委員（昭和町）

その点に関して、それを明記するかどうかは、いわゆる公募の際に必要であればそれなりの明記の仕方がある。私は昭和町の一住民としてですね、協議会で決定して確認した事項に関しては、やはりきちんと住民に知らしめていくべきではないのかなという考え方。

会 長（石川天王町長）

今議論しているのは、公募の中の の、旧3町の名前を使用するかしないかというのが、今まで議論に入ってきているわけですよ。

淡路委員（昭和町）

すいません。そういった意味では、3町の名前を廃した公募をすべきだと考えます。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

南都委員（昭和町）

昭和の南都です。私も、今お二方が言ったように、考え的には同じなんですけれども、やはり今、合併するという事になれば、新設合併がまず基本だという事だと思います。それぞれの

自治体がもう解散して、なくなるという事も一つの事実だと思ふ訳なので、そういう面からすると、我々はやはり、まあ私は住民代表ですけれども、これからの時代にふさわしい新しい名前を求めて、3町が合併して新しい町づくりをしていくというのが、非常に大事ではないかと思う訳であります。そういう意味で、それぞれの法人格がなくなるという事ですので、天王、昭和、飯田川という古い名前はきっぱりそこで諦めるということが、一つ大事だと思います。

それからもう一つは、やはり我々は今までの昭和町、それぞれ皆さんそうだと思うのですが、やはり町を愛している訳なんです。そうするとやはり、名前そのものも皆さん愛していると思うし、愛しているからこそやはりこれを捨てて、新しい市を創る為の名称をきっぱり募集した方がいいのではないかという事で、きっぱり今までの名称については使わないほうがいいのではないかと、このように考えます。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、3人の昭和町の町民代表の、すべきでないというご発言がありました。その他にないでしょうか。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木であります。これは前回もその辺の協議なされた訳ですが、今3方の昭和さんの委員の方の申されている事、これは当然そういう風な新しい革袋には、新しい名前それは当然で、そんな新しい気持ちで引っ張るとするのは、覚悟はみんなしなければいけないと思います。その中で、なぜ旧名称にこだわって使う、あるいは使わない、こんなことを条件にしなければいけないのかという、その根本は何なのかと。新しい気持ちで新しい名称を創るという事にはこれは何ら意味もないし、みんなこういう気持ちだと思います。それに対して条件を加えて、これは駄目だ、これは使用する。使用するという条件もおかしいし、使用しないという条件もおかしいと。これは今の新市の募集の要項の中にもこれらは謳っておりません。いわゆる委員の名前と、そして選出する委員の数と、それを絞るという風な事しか書いておりませんから、これはそういった意味で、もっとオープンというか、そんなことにこだわる必要はないのではないかと。みんながいい名前を付ければいいことであって、易くも3町の町民にどういう名前がいいだろうかという時に、これは駄目だ、これは良い、これは使うべきだ、これは使うべきではないのだから条件を出すというのは、何か姑息で底の底にあるものは何かという事を出して頂きたい。むしろ、そこにあるものは何なのかという事を問われた時に、私共はどういう返答をすればいいのかという風に思う訳で、それは今まで言われた、昭和さんの御三方の意見には賛成です。新しい気持ちで新しい道を創るという。しかしその中で、条件をつけて応募するという事には、意に添わないと、そういう事です。

会 長（石川天王町長）

今、天王の鈴木委員から、新しい革袋あるいは新しい市の名称を募るのに、特別な差をつけるのはいかがですかと。オープンにすべきであると、こういうご意見でありました。

その他にないでしょうか。

館岡委員（昭和町）

今、鈴木委員の方からお話ありましたけれども、私も全くその通りだと思いますよ。やはり鈴木委員が最初お話したとおり、新しい町、新しい市になるからにはですね、これはやはり、

今までの町名、天王町、昭和町、飯田川町というのは、これを捨ててというのは非常に厳しいのですけれども、ですから我々が今新しいところに向かって行こうとしている、ただそういう気持ちだけですよ。

鈴木委員（天王町）

最終的には、小委員会で10なら10、15なら15の町名に絞って頂いて、決めるのはこの会だと、協議会だと。その時に一番いい名前を付ければいいのであって、全町民の皆さんから、いかがなものでしょうかという審査をやる時に、条件を付けて公募するという、これはそこにあるものはいかがなものかと。目指すものは一つのはずなのに、なぜそんな姑息的な宣言を出してまで応募するというか、その趣旨というのはこの委員の皆さんで決めればいい事なのです。何回か小委員会で絞って頂いて、決定するのはここだと思うので、なぜそこで皆さんに伺いをたてる応募に、条件を付けた中で応募しなければいけないのか。むしろその、新しい気持ちでというのはみんな分かっていると思うのですけれども、条件付という事はどういう意味なのかと。心の底にあるものがあつたら出してもらいたいと。

館岡委員（昭和町）

じゃあ、すみません。心の底には何もありません。はっきり言って何もありません。

確かに条件を付ける、付けないにつきましては、それは私も一切話しておりませんので、ただ、先程もお話しましたとおり、新しく向かうのだと。ただそれだけなのです。以上です。

会長（石川天王町長）

その他はありませんか。

この件については、使用すべきでないというご意見、それから一方は条件を付けるべきではないと、使用すべだという意見。まあ、2つの意見がありました。この件については先程、私挨拶でも言いましたが、拙速を避けてこれから議論を十分して頂いて、期限は限られている訳ですが、この後でよく皆さんと徹底的にお話を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に進んでもいいですか。

小玉委員（飯田川町）

飯田川の小玉喜久子です。今までの意見はもっともその通りだと思います。しかし、新しい市を創るという事でみんな色々希望に燃えていますので、条件一つ決めるにも、やはり心頭にあるものは何かとかこういう議論が出ますし、きっと出てきた時もこういう風な難しい議論にならないように、私は新鮮な気持ちで心一つにして、3町合併の新市を創りたいと思いますので、どちらかといえば昭和町の御三方の意見に賛成したいと思います。

会長（石川天王町長）

こちらの使わないという方ですね。

それで、今日の湯沢雄勝の方でも新聞に載っていましたが、あれはやはり旧町は使うべきだと使うべきではないという、ここと全く同じ展開をしていて、応募多数によって決めるものではないのだと。だから使うべきだという結論に達したようですが、ここはここだからこれはいいのですけれども、そういう流れもあるし考え方もあると。それで、この前にも事務局からの説明がありましたけれども、今秋田県のいわゆる法定・任意の中でも、使用しないというのは大曲だけなんです。あと全部使用しているんですよ。そういう風な流れといいですか、

中で今使う、使わないというような議論を、これから徹底的にしなければなりません、そういうような事で、いみじくも天王の鈴木さんから心の底は何でしょうかというような事が出てくるかもしれませんが、いずれこの件については使用するべきだ、しない、という事に分かれていますので、もう少し時間をかけたいと思いますので、今日の第9号については次回以降という事にしたいと思います。

堀井委員（天王町）

天王の堀井です。私、任意の時から一貫して、なぜ名称というものを公募にするのかという原理原則論を展開した張本人でございますけれども、私共は先程皆様がおっしゃった通り、新しいものに向かって共に進む。この基本的な考えは全く変わっていません。いわゆる互譲の精神で対等合併という事と、民意を吸収する為の公募なのだと。その原理原則を自らが一部ふたをするような手法が、果たして今のこの開かれた時代に通用するだろうか。さらには又、応募点数によってそれにこだわるものではないという事を明言しております。私達天王町は。あえて昭和さんが、委員の皆さんも、町民代表の皆さんもそれに屈折するという事は、まあ姑息とは言わないけれども、かなり偏見のものの見方があるのかなという風な事をやや感じる訳であります。ただ、売り言葉に買い言葉になれば又すぐ、今小玉さんがおっしゃった様に、新しいものを夢と希望を持って育みながら進むという中で水を差すという事になりますから、議論はこの程度にしますが、公募というものの原理原則は何なのか、民意を探る為に、民意を反映させる為のスタートラインが公募じゃないのかなと。それが全県の大曲地区以外の一つの流れとして、本日の魁新報あたりでもあの通り全県全国に発信される訳ですよ。全く協議なく議論されたと思いますよ、湯沢で。ところが、これは最初からありきの除外主義はやめて、まず聞く事だと。聞く事からさらに小委員会、そして又協議会と。少なくともきちんとしたプロセスを踏みましょうと。あるいは大所高所からの決定されて報じられた、そういう風に思いますので、どうか一つ、私の意見だけが全てだとは申しません。ですから、今一つ会長には、もう少し時間をかけてゆっくりとやる事が、お互いの感情を残さない意味ある市を創る為の、最善の策かなとこの時点ではそういう風に思いますので、一応申し上げます。以上です。

赤平委員（昭和町）

私共が旧町名を使わないという事については、なんら腹蔵はございません。ただですね、今、八ヶ岳ですか、そこでも結局応募して公募してですね、一番多く集まった町名を小委員会で使用しなかった訳です。それが今提訴されている様な状況なんですね。それから先程ちょっと話題に上がったと思いますけれども、今の由利3町の問題も、これは最初のネーミングの時点から、要するに旧町の名前を使った事によって、今象潟が脱退する様な動きになって、そういう風になっては困ると。だからそういう危惧感を払拭する為にも、あえて使わない方がいいのではないのかなと、ただそれだけの話ですから。何ら腹に持っているものは一切ございませんから。これはあえて言わせて頂きます。

会 長（石川天王町長）

この新市の名称の取扱いについては、この辺でよろしゅうございますか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それでは次項とします。するとこの、小委員設置要綱はもう継続という事になるのですね。

事務局（幸村）

そうですね。

会 長（石川天王町長）

それでは協議第10号の事務所の位置についてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長 幸村）

資料の13ページからとなります。協議第10号事務所の位置について、庁舎の利用方法の確認でございます。第3回協議会資料の13ページからとなりますが、協議細目の庁舎の利用方法の確認につきましては、調整案として新市事務所の位置については、合併時は3町の既存庁舎のいずれかの位置とする。庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする事を確認するという内容であります。

14ページの方をお願い致します。1の現況として、現在の庁舎の位置、施設規模として敷地面積、延床面積、竣工内容として竣工の年、建設費など、それぞれ3町の現在の庁舎について書いてあります。

15ページであります。2の事務所の位置に関する根拠等についてということで、地方自治法第4条第1項で、地方公共団体には条例で事務所の位置を定める事を義務づけられています。次に、事務所の位置の決定基準という事で、住民の利用に最も便利であるように考慮をすべくことが自治法に規定されております。これらを元に、今回、新市の事務所の位置について定める前段として、庁舎の利用方法を確認して頂くものであります。

16ページをお願い致します。庁舎設置の方式については、16ページにありますように、本庁方式・分庁方式・総合支所方式に区分されております。いずれの方式に致しましても、住民サービスが低下しない様に十分に配慮する必要があることから、下段に示してある通り、事務所の方式の本庁方式並びに分庁方式には、総合窓口センター、これは仮称ではありますが、戸籍・福祉・年金など、住民がよく利用する窓口を各庁舎に配置するようなシステムを検討しております。

方式のフロー図についてご説明致しますと、左の方から本庁方式は、組織を本庁舎に集約し、B支所とC支所には総合窓口センターを設置するものであります。真ん中の分庁方式は、調整案に示している事務所の方式でありまして、例えば、A庁舎は管理部門、B庁舎は市民生活・福祉部門、C庁舎は産業・建設部門と、3町の庁舎に行政機能を業務部門毎に振り分けるものでありまして、それに、総合窓口センターを付帯させるものです。総合支所方式は、管理部門と事務局部門を除き、3町に従来の行政機能をそのまま残すものでありまして、合併による事務効率が生かされない事がデメリットになっております。

本日ご協議頂いた内容を確認、決定して頂きますと、今後、付帯して出てくる検討事項の調整案としては、合併時の事務所の位置、庁舎建設の有無、建設する場合は建設地の位置及び建設後の事務所の方式についてが、今後、検討協議して頂く事となります。

説明につきましては、以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今、新市の事務所の位置について事務局より説明を申しましたが、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

伊藤委員（飯田川町）

飯田川の伊藤です。今説明ありましたけれども、具体的な内容に入る前にちょっと質問したいと思います。という訳はですね、16ページの方。今事務局の方からは具体的にメリット、デメリットについて説明はありませんでしたけれども、前の時の資料ですね。この中にはこういう風になっておりました。まず、今回の資料では本庁方式のデメリットの中に、これだけ書かれておりますけれども、前の資料の中ではこういう風になっておりました。新庁舎を建設すると、莫大な費用が掛かるというデメリットが入っておりました。それから分庁方式のメリットの部分に、これだけではなくてこういう風な事がありました。建設費は改修程度で済むという部分がありましたけれども、今回これが削除されております。それで、実はこの事は財政の健全化と係わって、どの事務所方式を取るかの大きな判断材料であると。という部分であることですから、当然これは公平な立場で物事を考えるとすれば、これは削除すべきでない。どうしてこれがこの時点で削除されたのかという事をまず伺いたいと思います。

会 長（石川天王町長）

これは、幹事会あるいは専門部会でもんで、伊藤さんが言った前の資料について、これは総務省の国全体のマニュアルから取ったと。新庁舎を建設すると莫大な費用が掛かるというのは当たり前の話だと。言わなくても分かると。それで分庁方式も、改修程度で済むといった場合には、例えば飯田川さん、昭和さんの場合は改修程度で済むでしょうと。天王町は改修程度ではいきませんよと。だから、改修程度で済むというのは3町の庁舎には当たらないという事で削除した経過を聞いています。

あくまでも総務省のマニュアルから取ったやつで、この3町の分庁方式で改修程度で済むというのは、飯田川さん、昭和さんはその程度でいいのですが、天王町はそういきますか。現実を言っているのですよ。

伊藤委員（飯田川町）

私はやはり、これはこういう風な財政の問題とも、庁舎をかける時は分庁方式を取るか、どこに位置を置くかという事と係わってきますね。やはりこれは、将来の自治体が自立するための、いわゆる財政基盤の強化ですね。これが果たしてどういう風になるかという事ははっきりするという事がこの所の点にもあるわけですよ。ですからそういう意味からすると、やっぱり最初出されたという事を、みんなで出されたものを意図的に削除するという事自体がそれこそ何か意図があるのかなという風にさえ感じるわけなのです。そうではないと思いますけれどもね。そこ辺りで問題に入る前に一つ、みんなが納得するという事が進めていけるのかなという事で、問題提示したわけです。

会 長（石川天王町長）

いわゆる本題についてはいかがですか。

伊藤委員（飯田川町）

まず、この合併時という言葉が続いておりますね。これは当然なのです。これは新庁舎がないことによって、3町の庁舎に行政機能を振り分ける。それで、そういう事は当たり前で、もう一つは合併時は3町の既存庁舎のどれかいずれかを本庁舎にすると、これも又当たり前なのです。なぜならば、新庁舎がない訳ですから。ですから、地方自治法の中で言われている所では、新しい市が発生した法人格はみんな消えると書いております。ですからここではどこか

に置かなければいけない訳ですから、新庁舎がないとすれば、どこかに置く事は当然であると。私がここで伺いたいなと思ったのは、合併した後はどうなるのかと。先程事務局長さんの方から話が付帯ということで話がありました。それから、下の方の既存庁舎の方に一つ置くというのも同じなんですけれども、合併した後にどうなるのかということで、後でこれが提案されるかどうかは分かりません。しかし、事務所の位置の特定は、局長から先ほど説明ありましたように、地方自治法4条3項の中で、これは条例の制定にあたっては町議会議員の3分の2の賛成が必要であると、こういう風に書かれておりますから、私共議会の選出委員として来てる者にすれば、やはりこれも、議会に対して、あるいは町民に対してもちゃんと説明する必要があると聞かれた時、そういう意味において、なぜ、この後はどういう風になるのかという事を伺っておきたいと、こういう事であります。

会 長（石川天王町長）

いずれ本庁方式、分庁方式、総合支所方式を取るにしても、事務所の位置は必ず決めなければいけないのですよ。今調整案としては、事務所の位置をどこに置くという事をまず寄せておいて、調整案としては3町のいずれのどこかに置くのだよと。そして分庁方式とするんですよ。これでいかがですかと。こういう事を今説いてるわけですよ。この後のことについては、この後の事だと私は思うのですけれど。

伊藤委員（飯田川町）

続けていいですか。

そうすると、これは合併協議会の中で、こういうのは決定すると。これからの時間の中で決定すると。いや、そうではなくて、もしかして例えば新市の建設計画の中には、そういうものがまずない訳ですね。全部新しい市の方に入ってから、そういう風な公共事業の優先順位から、位置の決定から公共的な建物も、そういうものも全部そういう形にされているものですから。もしこれが、仮に特例債を使ってやるとすれば、やはり特例法の11条の2項というものがありまして、これは原則ですけれども、それぞれ変更する事も知事に申し上げれば出来ます。だから原則ですけれども、これだけの大きな問題ですから、やはり私としては内定の問題もあるから、ちゃんと事業として、これは建設計画の中で話しますけれども、そういう意味からしても、やはりこういうものははっきりとこの会の中で決めていくべきであるという考え方を取っておりますので、あえて申し上げます。

堀井委員（天王町）

伊藤さんね、私ちょっと意見ありますが、今、今日提案された内容というのはまさしくこの新しい市の命運を決める要素の一つ、重要な要素の一つでありますから、3本柱の一括上程として今日提示された。1回2回の会議では、なかなか決定は見ないだろという事で、今あなたが心配されてるような事を時間をかけてやりましょうという事ですから。少なくとも当面、平成17年の4月1日は分庁方式というものを採用せざるを得ない物理的背景があるという事はなんとも認めざるを得ないという事になります。そして、その後に発展計画なり建設計画の中で、本庁方式を取るのか、あるいは又、分庁方式を継続していくのかという、あわせて事務所をどこに置くのかという事を、今日を切り口にして継続的に協議をして行きましょう、というスタートラインだという解釈をすべきであると、私はそういう風に思います。

伊藤委員（飯田川町）

そういう意見は十分理解できます。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。ではこの事についても、十分先程の新市の名称と同時に総合的に協議を進めていくという事でいかがですか。

では、いずれにせよ分庁方式でいくという事の確認だけはしておきたいと思います。分庁方式にするという事については賛成して頂けますか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それではこの10号については、分庁方式とすると。これだけはまず決めておきます。

いずれかの位置を決めるという文言も合わせていいですか。いずれかに決めると。分庁方式は決まりました。それで、いずれか3町の中に事務所の位置を決めると。いずれかに、今日、ここへ決める、あそこへ決めるという事ではなくて、いずれか3つの天王、昭和、飯田川のいずれかに位置を置くという事だけを確認して、そして分庁方式とすると。この通りでいいのですね。

淡路委員（昭和町）

昭和町の淡路です。協議第10号、これは事務局からの提案で庁舎の利用方法の確認という、今、会長さんの方から、いずれかの位置とする。それから分庁方式とする。を、確認を取って頂ければという風に考えます。

会 長（石川天王町長）

ではそうします。庁舎の利用方法の確認については、新市の事務所の位置については、合併時は3町の既存庁舎のいずれかの位置とする。庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。これでいいですかと。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

はい、分かりました。ではそのように決定致しました。それで、平成15年の8月27日とご確認を頂きたいと思います。

それでは10号は終わりましたので、11号の財産の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

はい、それでは18ページをお願い致します。財産の取扱いについてでございます。今日は財産及び債務の取扱いということで、財産区につきましては次回以降上程していきたいと思っております。財産の取扱いにつきましては、皆さんご覧のように公有財産、物品、債権、基金、土地開発基金の財産がこのようにございます。それから、債務につきましては、地方債と債務負担行為とがあります。それで、3町の所有する財産及び債務については、全て新市に引き継ぐものとする。ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとするという提案でございます。これにつきましては、平成14年度の決算統計上の数値でありまして、この数値どおりに引き継がれるものではありません。又、平成15年度の決算数値が決定次第、又委員の皆様にはこの点の数値についてご報告するものでございます。各種資料等については、皆さん事前にお目通しの事と思っておりますので、内容説明については割愛さ

せて頂きます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第11号財産の取扱いについて財産及び債務の取扱いは、3町の所有する財産及び債務については、全て新市に引き継ぐものとする。ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するという提案でございますが、この件についてご意見、ご質問をお願い致します。

南都委員（昭和町）

昭和の南都ですけれども、今日のこの協議会、財産及び債務については全て新市に引き継ぐという事で、よしとしたいと思います。

基金の関係なのですけれども、それぞれ3町の持ち分はあると思うのですけれども、これは新設合併という事でこの基金については、それぞれの町に積立そのものは帰属するというような事ですけれども、どうしてこの様な形になるのか、内容というか、詳しい訳を知りたいのですけれども。やはり新しい市を創るという事であれば、それぞれの町で基金もあるだろうし、まあ色々な建物もあるだろうし、色々財産はあると思うのですけれども、その中で基金だけがなぜ今までの町に帰属するのかという事が、非常に大事な事のように思われますので、そのあたりをお知らせ願いたいと思います。

鈴木委員（飯田川町）

今回の合併は、近い将来歳入不足が予想されるという事で、合併によってその歳入不足を補って下さいというのが目的の一つであると思います。今、財産について話し合われているのですが、借金は3町で負担すると。そして積み立て基金はそれぞれの町で自由に使うと。こういう事であれば、合併の初期の目的である行政改革に反すると思うのですよ。ここでお手盛りと町民から言われても仕方がない文言だと思うので、前段の所有する財産債務について、全て新市に帰属する、これはよろしいですが、但し書き以下の基金については、3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するという細目はカットという事を提案したいと。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。只今、借金はプール、そして基金もプールという事で、但し書きを削除するという事で、これは3町の正副会長会議で話し合いをして、決めた事項を書かせて頂きました。なぜそのプールされたいわゆる基金をプールしないのかという事ですか、これは、例えばですね、この基金というものは合併前はその町その町の血税を貯めている訳ですよ。基金として。それを合併したから全部均すという事については、その貯めている町の心理状況といたしますか、我々の爪に火を灯して貯めたお金を、なぜその他の所で使わなければならないかと。こういう議論も我が議会にはある訳ですよ。そして3人で話し合いをして、その基金については、もちろんある所はあるだろうし、ない所はないという事でご自分で使うのが、この前のさぬき市の合併もそのようにしているということで、これは皆様、六郷に行ったときもそういうお考えだったでしょう。全部平等にして、基金は平等にして合併するのだという事ですよ。

堀井委員（天王町）

財産のすり合わせ、これも3本柱の一本という事でなかなか、性急に決着のつくものではないという事を前提にして、お話申し上げたいと思います。今、飯田川の鈴木委員からですね、財源不足が生じるという風な断言的発言がありましたけれども、これはちょっと誤解があると

思います。決して今この時点において、それぞれの自治体が財源不足に陥って四苦八苦するというような現実はありません。少なくとも将来に向けて更なる発展する自治体を構築するという建て前から、たかが財政だけれどもされど財政という事で、特則の中で合併を進めて行くという事であって、今まさしく財源不足が生じて大変だという事は私は認識としてはいかなものかなという風に思います。これが一つ。それから、この財産の問題でありますけれども、まさしく今日切り口から議論されています、対等合併という事で、まあ人口の多少だとか、それぞれの町の事情というものも含みながら対等という事で今始まっている訳ですが、やはり財産というものは、正の財産、負の財産、まあ両方ある訳です。ですから、本当に対等に公平にやろうとすればですよ、一つの提案ですが、一つの町から町というものの基準を定めてですよ、まあはっきり言ってしまえば飯田川さんなら飯田川さん5千人位と、昭和さんが9千人位と、天王2万2千5百人とある訳ですが、一つの凡例ですけれども昭和さんなら昭和さんの9千人なら9千人という中で、どれくらいの積立があるのかなと。財調があるのかなと。それは私の私見ですけれども、そして1人あたりどれ位の今までの血の出るような努力の財調を抱えているのかという事の中で、少なくともそれぞれの町が対等に持ち寄る。場に張る。そして新市の正の財産として共有をします。一方負の財産においても、まさしくその方式をやった場合、いわゆる3万6千人が対等に正の財産も負の財産も係わり持つ事が出来るし、恩恵にもあずかれるし又、後年度負担にも責任を負わなければならないというような方式が表われてくるのではなからうかなというのが私の考えです。これは無理無理押していくとは思っていません。まさしく互譲の精神で、譲ったり譲られたりしてやるという事は建て前になりますけれども、一つの方法としてはですね、そういう事も考えられるのかなと。しかしながら、これはやはり先程申し上げました通り、夢とってはですね、今合併に進んでいる訳ですから、一つの案でありますけれどもそうしたらまさしく公平の論理に、対等の論理に立つのかなということもありますので、正も負も全てあるもの出せと。そして3万6千人がその時点から全て対等に終わるという事は、はたして公平論理の戻るのかなというような気がしますので、ここはまだまだ時間をかけながら、それぞれの町民の声をしっかり聞きながら、いい知恵をお互いに出し合って決着を付けるべく提案であるという風に今の時点では思います。以上です。

伊藤委員（飯田川町）

さぬき市の例を見て、こういう風なスタイルをとったような事なのですけれども、私はですね、今堀井委員が言いましたけれども、新しい市を私達が一体感を持ってそして地域とかそういうものをあまり考えないで、それこそ夢の持てる一つの市を創ろうという時に、これを自分たちの積み立てたものを全部使うと、こういう風なあり方というのはまず一つね、町民の納得が得られないと私は思います。じゃあ、さっき堀井委員が言ったように、確かに使っていない所はあると。昭和の場合は少ないと、飯田川も少しはあるけど少ないと。まあ天王さんはかなりあると。こういう風な時に、どうしてそうなっているかという事を私達は認識しなければいけないと思うのですよ。なぜならば、昭和の役場も当然建てているし、道路も建てているし、飯田川は下水道もどんどんやっている。どういう風な事になるかは分かりませんが、まあ天王さんの場合は、人口が多い関係もありまして、社会資本の投下も比較的遅れているというような認識を私は持っています。

会 長（石川天王町長）

それは異議ありだ。

伊藤委員（飯田川町）

発言を訂正します。社会資本が遅れているというよりも、これからやらなければいけない事もね、それから役場もまず今まで建てなければいけなかったという様な事も、今まであったのではないかと思うのですよ。ですから私の言いたい事は、結局やはりそういう基金を、それぞれ持っているものをそれぞれに分けて使うというよりも、全体の中でそういう風に、そういう事情の中でみんなでそういう自治体を作ってきた訳だから、それは考えるべきでしょう。社会資本遅れているというような事は、私は言葉では言ったけれども訂正します。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

淡路委員（昭和町）

昭和町の淡路です。先程ですね石川会長さんから、いみじくも基金を平等にしてというご発言がありました。今日の協議第11号の事務局からの提案に対して、1行目はこれでよろしいのではないかと思います。ただし、基金については、という所の後にですね、石川会長からお話のありました、基金を平等にしてその他のをそれぞれ持ち分として地域振興の事業に、というような表現にしてですね、これを又再度継続協議というよりは、せっかく会長から提案があった言葉でもありますので、私はこの様な形で議案をまとめられてはいいかかと思えます。

会 長（石川天王町長）

私が言ったのはですね、六郷の方式がそのようになっているという事例を申し上げただけで、会長提案ではないです。

淡路委員（昭和町）

そうすればですね、付け加えて発言させていただきます。ある一定の線を、いわゆる3町の合併という為の基金を、やはり共同で持ち出すというような意味合いを持ってですね、それを超えるものに関しては、ここの協議第11号で提案されている内容を生かすという表現の方法で、私はいかがかという事を提案したいと思えます。

会 長（石川天王町長）

今、この後段の但し書きについては削除して欲しいという意見もありますし、但し書きを付ける意見もありますし又、平等にして六郷方式というような意見もありますので、まずこの件についてもこの後時間をかけるという事になると思えます。只ですね、基金の取扱いについて、これは運用の問題で簡単にできる訳ですよ。

例えば卑近な例で申し訳ありませんが、よく私合併座談会で話しておりますが、借金も基金も元通りにすると神岡町のように役場庁舎基金が7億あったと。合併するとペアになるという事で、ボーンと建てたと。建てたのですよ。若美町は決してそのようでないけれども、若美町は6億基金があって11月出来ます。で、この基金を引き継ぐという事になると、ある所はこれを全部支消しますよ。来年の予算全部。天王町やればやりますよ。お互いに基金は0というスタートになる。それが一番いいかも知れない。財政シミュレーションをやってみて、この様な方法論は簡単に出来るのです。すると例えばこれを書き残しすると、我々の役場庁舎基金などは卑近な例ですが、新庁舎を当てるとというような目的基金もあるけれどもというような方法もある。今言ったように、方法論としては基金をすぐ条例改正して、今合併する前のこの町

の事業費が支消するという方法はいくらでも出来るのです。そういう事でありますので、この件についてもこの後新市の名称と事務所の位置と、この3件についてまあ今後十分時間をかけて行きたいと、こう思いますけれどもいかがですか。はい。

(異議なしの声)

会 長(石川天王町長)

はい、それではそのようになりました。

千田委員(天王町)

私は、飯田川の伊藤委員の先程の意見に対しても、まずこれは、3万6千人の新しい夢のある町づくりに向かって今議論していると。それが例えば天王町がインフラ整備が遅れているとか、色々な公共設備がないとか、そういう事が発言されましたけれども、私の認識する所は、やはりこれからの新しい町づくりに対して、今この少子高齢化に因ってどんどん進んでいくと。やはり過疎の市になっていく。その為にはどうしても人口増にしていかなければならない。3町でみんながんばっていかねばならない。今、3町のこの地域の中で、どの辺がそういうインフラ整備、社会整備、色々なその公共の建物のどこが整っているか。そういうインフラ整備とか社会整備がしっかりしていない、教育もしっかりしていないような所にはやはり人口増加は考えられません。そういう意味からしても私の認識では、住民1人当たりのインフラ整備は、決して天王町は引っかけりません。設備も十分あります。財政基盤もやはり私は、胸を張って頑張っていると思います。それぞれ3町も頑張っていますけれども、天王町も頑張っているっていう事をご認識して頂きたいと思います。

伊藤委員(飯田川町)

はい、それは分かりました。それですとね、私がなぜそういう風な発言をしたかという事は、基金というものが他の方ではない、しかしあるところもあると。無い所もあると。しかし無い所とか、ある所でもやはり色々な基金を既に使ったり、言ってみれば自治体の動きがあったと。ですからお互いに、そういう風な事も考えながらこの問題というものを考えていく事も、又1つの考え方じゃないかという事を言っているのも、特別にここの地域がこうだという事は言う必要はないと思いますよ。ですからただ1つのそういう事態があったので、たまたまそういう風な事を言ったという事であります。

堀井委員(天王町)

まあ、発言の取り消しがあったり、結果的には元通りという事でよかれと思います。が、基本的にはこの、今日提案されています財調においては、この提案通りで決すべしと。債務、負の財産においては、今後時間をかけて更なる検討を深めていくという事で、今日は決着がすべきではないかという風に思います。

会 長(石川天王町長)

今、総合的にこれを全体として、この後協議していくという事にしていかがですか。今堀井さんの意見も含めて、全部含めて協議していくという事にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

会 長(石川天王町長)

それではそのようになりました。

ただし伊藤さん、私が今異議ありと、徹底的に今私の自論を申し上げるつもりでしたが、これからそういうのは、以後気をつけて下さい。お願いします。

それでは次に、協議第12号新市将来構想についてを議題と致します。前回資料をお持ち頂き、内容について把握されている事と存じますが、改めて事務局より説明させます。

説明者（事務局長補佐 村山）

それでは協議第12号新市将来構想について、別冊資料を持ちまして説明致したいと思えます。少々時間がかかりますのでよろしくお願い致したいと思えます。はじめに1ページをご覧頂きたいと思えます。将来構想について説明したいと思えます。

会 長（石川天王町長）

この前、協議会で資料をお持ち頂いて、そして気の付いた点、あるいはご意見のある点をお伺いすると、こういう事にしていましたのでそのようにした方がいいのではないですか。皆さん一生懸命見て来ていると思えますので、特に説明するのはこれに書いてある通りなんですよ。そうすれば、少々、さわり、やって下さい。

説明者（事務局長補佐 村山）

それでは、ちょっとにします。第1章から第2章は省きまして、第3章の42ページをご覧頂きたいと思えます。42ページの方には、新市の町づくりの基本的な考え方が載っています。第1節として、新市のまちづくりの将来像を決定しております。

新市は、豊かな自然環境と、県都秋田市に隣接した良好な生活環境を併せ持つ地域です。また、県内にあっては唯一人口が微増する地域であり、将来の発展に可能性を感じさせる地域でもあります。

反面、都市化の進行や地域コミュニティの弱体化等、新たな課題を生む状況にあります。良好な自然環境を維持しつつ、魅力的な生活環境を提供するという、人と環境に配慮した調和の取れた個性あるまちづくりを進めるとともに、まちづくりの基本となる人づくりを進めながら課題を解決し、住民一人ひとりが生きがいを持ち、誰もが生き生きと生活することができ、夢の持てる魅力ある地域をつくっていく必要があります。

以上のことから、理想とする新市の将来像を次のように設定しました。

『生き生き36000の夢づくり一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市』という事です。生き生き36000の夢づくりとは、新市に住む誰もが、良好な環境の中で生き生きと楽しく活動・生活でき、生きがいを持って暮らし、魅力的で活力にあふれた夢のある地域をつくることを宣言するものであります。新市は約36,000人から始まることから、36000はすべての地域、すべての住民を意味します。一人ひとりの住民がまちづくりに参画することで、夢のある魅力あふれる地域をつくっていくことを目指しています。

もう一つの、一人ひとりが輝く、ひとと環境に優しい田園都市とは、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、人と環境に配慮した、田園と都市が両立した魅力あふれるまちづくりを進めるという事でございます。

以上で説明を終わらせたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

説明が終わりましたが、休憩を取りたいと思えますので、再開は3時25分です。

暫時休憩 (15 : 12)

会議再会 (15 : 25)

会 長 (石川天王町長)

それでは、休憩に引き続きまして会議を再開致します。

只今説明がありました、新市将来構想について、皆様のご意見ご質問をお願いします。ないですか。

伊藤委員 (飯田川町)

簡単に話します。まずこの中で一番大事な所は、図に示されている所の住民アンケートの前の、将来構想の概要版の全戸配布という所から、これが大事な所だと思うのですよ。それで、その時に将来ビジョンというのをやはり新しい市の建設計画とつながっていかなければ、これは策定に入ってる意味が無くなってしまいますので、そこ辺りをどのように住民に周知徹底するかという事がこの所で一番大事な所だと。建設計画と並んで。それでこの所に書かれている、先程読みましたけれども、やはり新しい市のまちづくりを成功させる鍵というのは住民参加だと、こういう風に書かれています。その方法として、やはり全町民に配布して、そして説明会、アンケート、シンポジウムをやる。こういう風になっております。

そこで私が考えるには、この冊子で町民にお渡しして、そして意見をもらう訳です。そしてそれを、提言なり意見を貰って新しい新市建設計画というものを、構成、盛り立てて、作り出していくという、そういうシステムになっているのですけれども、ここで一番懸念されるのはこの抽象的な理念と、それから将来像というものを材料としてですね、行政の専門家でもない町民が、新しい市の建設、策定、具体的な提言とか意見を述べる事が出来るのかどうかという事が、大変心配な所です。それで、もしそういう事がなければ、やはり定期的な合併へのセレモニー的な要素は終わってしまうので、ここでどうしても町民が分かるような形で、この内容を構想と、それから建設計画を構成しなければならないのではないかと、こういう風に思うのです。

そこでまず、各町の職員が住民の説明会に行く訳ですが、こういう風な抽象的な理念や将来像を材料として、将来構想案としてやはり住民の質問に対し、町の職員が説明責任を出来るかどうかという事がまず大事だなと。はたして出来るのかなという感じを私は持っております。

それからもう1つは、私達協議会委員として、町民なりあるいは自分に対して質問された時に、具体的な事は何も決まっておられませんとか、そういう事では対応できない、説明責任が果たせないのではないかと考えられますので、こういう風に私達は提案したいなと思っております。

まず、将来構想制定時に説明を聞く住民にとって、明確な形で合併後地域の将来の姿を描くことが事が出来るのか。それで具体的な施策とか事業について意見とか提言とかがしやすいように、まず当初から合併特例法5条で示す、新しい市の建設計画の主要な時期を、それから公共的な施設の統合整理、財政計画、これはなかなか難しいと思うので、できれば5～10年の財政シミュレーション、これなどで想定できる具体的な内容というものはある程度、住民に示すと、そして新しい市の建設計画の策定の時には、細部の調整を組むような形で、それからどんなものかという、このところがやはり住民に説明するときが一番重要な点じゃないのかなと、こう思いますので、そういう風に思っていることを述べました。

会 長（石川天王町長）

将来構想そのものについてではなくて、手法の考え方を示したと私は思っていますが、これを持って住民座談会に行くと、ちょっと先程伊藤さんより、行政の専門家でもない一般町民と言っていました、私方よりも詳しい一般町民は沢山いますよ、今。お宅さんの方にもいると思いますよ。

そして将来構想。これを持って座談会へ、いわゆる説明会にあがるといってもピンと来ないのではないのかと。もっと具体的に、例えば建設計画とかそういうものをもってやらないと、あまり町民に馴染まない、ぴったりしないという考えですね。

堀井委員（天王町）

私はちょっと又違った意見を申し上げます。

やはり行政というのは生き物でありまして、それぞれその都度、時代背景やもろもろの要因によって変化が生じて参ります。これは今までもそうであったし、これからはますますそのサイクルは目まぐるしく変わるのでありましょう。ですからこの段階ではやはり、あくまでも新市の将来構想及び発展計画というものを、これから逐一たたきあげていく訳ですから。この会でね。ですから、むしろ基本だけはきちんとしておきながら、常に弾力性を持って、機動力を持って対応出来るようなスタンスを取るという事が、むしろ私は必要なのではないかと。あまり詳細に当たってあれやこれやと言う事は、まさしく神のみぞ知るで、予測出来るものでもありませんからね。少なくとも行政は生き物。そして又弾力性を持って対応するんだと、その都度、時々住民の声を聞きながら。そのスタンスで進むべきだと。そうするならば今の段階では、この将来構想というものは、私はやはりベストだなという風に伺いますので、それが私の意見であります。

会 長（石川天王町長）

先程、将来構想については全員いいのだと。ただし、伊藤さんからは、座談会の持ち方についてもっと具体的なものが欲しいのだと。こういう意見でありますので、これらについては財政シミュレーション等々の話がありましたが、この財政シミュレーションというのは時間がかかるのですよ。はっきり言ってね。その前にやはり私は、合併特例債を使用する3町独自の目玉といいますか、これを早く出して頂かないと、建設計画が組めないというタイムスケジュールもありますので、まあ、これはまた後で議論されると思いますが、まず今日はこの将来構想については全員がよろしいという事で決めておきたいと思えます。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

続いて13号の新市建設計画について、策定方針の確認を事務方から説明をお願い致します。すみません、今日確認したという事で今日の日付を入れて下さい。

説明者（事務局長 幸村）

前回、詳しく説明いたしておりますので、事務局からの説明は割愛して、さっそく協議に入りたいと考えております。

会 長（石川天王町長）

この、今いう建設計画の策定方針の確認という事でございますので、これでよろしゅうございますかという事です。

(異議なしの声)

会 長(石川天王町長)

それでは、13号の新市の建設計画の策定方針は原案の通り確認されました。今日の日付をご記入頂きたいと思います。

続きまして、協議第14号地方税の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者(事務局長補佐 菅原)

それでは37ページをお願い致します。協議第14号につきましての内容は、前回の提案時において詳しく説明致しましたので、ここでは、地方税の取扱いについては次の通りとする。

1. 3町で差異のない税制については、現行の通りとする。それで税率等については3町とも同じでございますので、特に変更は今回ございません。3町で差異のある税制については、平成17年度より次の通り統一する。固定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。入湯税については、天王町の例による。鉱産税については、昭和町の例による。と、いう内容です。以上でございます。

会 長(石川天王町長)

今言った、この調整案について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(異議なしの声)

会 長(石川天王町長)

ないようでございますので、協議第14号は原案の通り確認致しました。今日の日付を入れて欲しいと思います。

協議第15号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、決定方法の確認を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。これについてはですね、協議会議員も農業委員会もそうでございますが、この後必ず議題に入れなければいけないと。これは意外と時間がかかるのではないかという事で、3町の正副会長会議ではまず土俵に挙げると。協議ね。土俵に挙げて、その後の方法論とかそういうものについてはこの時間をかけたいということの提案でございますので、よろしくお願い致します。

説明者(事務局長補佐 菅原)

それでは47ページをお願い致します。議案第15号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これからご説明致します。議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定するという事をご提案する内容でございます。この協議項目は、一般的な事務事業と違いまして、事務方におきましてすり合わせの結果を、こういう事だという事で調整が可能な内容ではないという事を、まずあらかじめ皆さんご理解して頂きたいと思います。

次に49ページ。今日は考え方だけ説明したいと思います。

委員各位におかれましては既にご承知かと思えますけれども、2番目の所でございますけれども、議会議員の定数と任期につきましては、まず一つは、合併特例法を適用しないで、新市設置から50日以内に定数を26人以内。これは人口5万人未満の市という事になりますので、定数を26人以内とするという所の設置選挙を行いまして、任期は設置選挙の日から4年とするケース、これが一番の大原則でございます。一方、3番と4番でございますが、特例法を適

用した場合は、定数の特例を適用致しまして26人の倍数であります所の、52人以内の定数とする設置選挙を同様に新市設置から50日以内に実施致しまして任期を4年とするケース。次のケースは任期の特例を適用致しまして、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任する方法がございます。これがいわゆる定数特例と在任特例でございます。以上3つの選択肢がある訳でございますが、合併協議会におきましてこの内いずれかを選択して頂く事になるかと思われま。

会 長（石川天王町長）

今あの、事務方から、選択肢は3つの方法があるという事で、これはこの後十分議会を中心として協議して行かなければならないと思しますので、まず調整案の議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定すると。これはいいでしょう。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それでは、これはこのように決定になりましたので、今日の日付をご記入下さい。

続きまして協議第16号の、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、決定方法の確認を議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それではお手元の53ページが、本案件の内容でございます。ここの調整内容は、農業委員会委員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定するという事をご提案するものでございます。これも内容についてご説明したいと思います。

まず54ページをお願い致します。一番上の の選挙委員でございますが、いわゆる選挙を受けた方が各町このようになっておりまして、合計で32人でございます。これは選挙で選ばれた委員でございます。次に農協で推薦されました委員が1名ずつ3名。共済から推薦された方が1名ずつ3名。議会推薦が合計9名という事になっております。それで任期は3町とも全部同じでございまして、合併の年の平成17年7月19日が任期となっております。次に農地面積でございますが、農地面積は合計3,124haでございます。3町合わせてですね。それで農家数でございますが、3町合わせて1,854戸という事になります。従いまして農業委員会は、合併した市においては1つになるという事が法律で定められています。次に55ページをお願い致します。

新しい市に1つの農業委員会を置く場合でございますが、これが大原則ですが、合併した後に農業委員会を1つに置く事がここに示されております。原則として、新たに選挙という事でございます。合併の日から50日以内、これは公職選挙法を準用致しますので、合併の日から50日以内に選挙をしますという事になります。これは定数は10人から30人で、これを条例で決めて頂く事になりますが、ただしこの場合、合併の日から50日以内でございますので、その日まで農業委員も1人もいないという事になりますので、業務が全く出来ないという風な空白が生じます。この為、先例の合併市町村では、これを採用している例はないという事でございます。

次に在任特例でございますが、合併特例法第8条第1項に基づきまして在任できるという事でございますが、これも80人を超えず10人を下回らないという事になっております。現在選挙委員が32人おります。それで下の部分でございますが、いわゆる選任による委員でござ

います。これは今説明しましたように、3人3人の9人おる訳でございますが、これは農業委員会等に関する法律第12条第1項に基づきまして、現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任するという事になります。農業協同組合は、秋田みなみとあきた湖東がございますので、理事は2人、農業共済組合が推薦した理事は1人、市議会が推薦した学識経験者は5名以内という事で設置されるという事になります。この農業委員会の定数及び任期に付きましても、協議会の全体会議で決める方法と、小委員会を設置する方法と2つがございます。以上でございますが、ちょっと説明が省かれましたので52ページをお願い致します。

これは議会議員の定数の先進地事例でございます。仁賀保町、金浦町、象潟町につきましては、3町の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1ヶ月（平成17年4月30日）までなのですが、引き続き新市の議会の議員として在任するという事を提案しておりますが、まだこれにつきましては継続協議という事になっておりまして、小委員会を設けずに合併協議会の全体会で決定をみる方法を選んでおります。

次に大曲仙北でございますが、小委員会を設置致しまして、大曲仙北の8市町村の合併に当たりましては、関係市町村議会議長8人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査検討し協議会へ諮るという方法で決定されております。次に田沢、角館、西木の合併でございますが、関係市町村住民代表9人による小委員会を設置致しまして、定数及び任期について検討し、協議会で決定するという。今の所は8つ法定がございますが、今の所3つ提案されておまして、他の法定協議会はまだ提案されておられません。説明は以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第16号の、農業委員会の定数及び任期の取扱いについて決定方法の確認については、農業委員会の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定するという事の調整案でいかがでしょうか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それでは今日の日付を入れて下さい。

後は次回の提案という事になります。次回の提案については協議第17号として、電算システムの取扱いという事になると思いますが、これについても事務局から説明ありますか。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは黄色い表紙の方をよろしく申し上げます。

協議第17号電算システムの取扱いについては、次のように提案するという事でございます。電算システムについては合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整するという事でございます。電算システムについては、統合には時間を要しますので、本会議でご理解を頂ければ早急に統合作業に入るという事を考えております。

2ページが統合内容の具体的内容でございます。につきましては、項目が35項目ございますが、基幹業務システム等については、機器及びシステムを統一すると。支所又は出張所については、庁舎間をネットワーク、イントラですね。それでシステムで運用するという事を考えております。今の所ですね。それで電算統合にあたっては、合併前に検討委員会等を設置し、検討を行うという事です。それから の業務でございます。 の業務は8業務ございますが、単独処理業務については、新市において調整するという調整内容なのですが、特に1番最後の

ホームページにつきましては、これは新市において早急に立ち上げる必要があるという事で、事務方では考えております。従いまして、今回電算統合業務に関しましては、コンサルタントへ委託業務をして実際の業務がどのようなものがあるかという事を調査検討しております。その結果が出ておりますが、それに基づきましてシステムの移行費用等を考慮し、今後合併後の組織、業務に適したシステムを導入していきたいという基本方針でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

次回提案の電算についての説明でした。これは質問とご意見を仰ぐのですか。提案のみですね。それでは次回の事について説明しました。後は、次の開催日についてを議題と致します。事務方から説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば、青い綴りの方の60ページになります。第3回資料の60ページをお願い致します。次回、第4回合併協議会の開催日についてでございますが、9月25日の木曜日、午後2時より昭和町農村環境改善センターにおいて合併協議会を開催し、ご協議をお願いしてまいります。あと、継続協議となりました案件がございますが、これについては本日の青い綴りを一緒に使いますので、次回も第3回協議会資料をご持参頂きたいと思っております。また、黄色い表紙についても、本日ご提案し、第4回協議会資料でご協議願いますので、併せてご持参して頂きたいと思っております。

また、第5回合併協議会の開催日についてでございますが、10月24日の金曜日、午後2時より天王町福祉センターにおいて合併協議会を開催し、ご協議をお願いして参ります。説明は以上であります。

会 長（石川天王町長）

この事について何かありましたら。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、今日の予定された次第は終わりました。これを持ちまして、本日の会議を終了致したいと思っております。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木であります。今日は赤平委員の方から色々発言がありまして、住民代表ですが、精一杯発言しなければいけないのかなという発言をして頂いたのですが、それには感謝を申し上げますが、この、中身がよく分からないまま今までの2回、今日3回になりますけれども。前回の協議会資料を私今日持参してきている訳ですが、その中で説明がありました、合併協議会の役割の所で、この協議会は協議するための機関であって、決定機関ではありませんという説明を受けております。今日の議案の中ではそれぞれ、合併協議会で決定するという議案の説明をしておるようでありますから、これは合併協議会で決定するとしておる事だと思っておりますが、合併協議会で決定したのだけれども、本当の決定機関というのは何処にあるのかなという事が分からない訳ですので、ちょっと説明してもらえればと。

会 長（石川天王町長）

法定協議会で決定した事項を、それぞれの3町の議会でかけて、議会で決めると。

鈴木委員（天王町）

それからこの同じページの所で、1番上に法定協議会という項目がある訳ですが、この説明の中ではこの1行だけが法定協議会で、後は省略しているのか、この協議会を法定協議会という次項は何処にも出ていない訳であります、合併協議会の事を法定協議会と言うのですか。

会 長（石川天王町長）

そう書かれていましたか。

説明者（事務局長 幸村）

すみません。内容にちょっと統一性が無かったかも知れませんが、この合併協議会を、法定協議会と言います。それで、この前にやっていた議会代表と3町の町長からなる協議会を任意協議会と称して、法定の前にやっていたものもあります。いずれ住民代表の方から参加して頂いたこの協議会は法定協議会とも言われます。

鈴木委員（天王町）

それで、私は何回も言うように住民代表ですが、それなりに住民の声をこの合併協議会に反映出来ればなと一生懸命な訳だけれども、どうもこの範囲の流れを見ますと、任意協議会ですが、この流れがどうもそこにあって、私共住民代表だとなかなか、前段の方の説明も無いままにこの協議会が始まっておる訳ですから、その任意協議会でどのような経緯なりがあってこの7月の法定協議会になったのか、ちょっと分からないままに会議に出席しておりますと、議員代表の皆さんはそれぞれに色々な過程があったのか、その事で進んできた経緯がある訳だけれども、私共は任意協議会の経緯というのは一切説明が無かった訳だけれども、何かの機会では説明してもらえれば。

会 長（石川天王町長）

あの、任意協議会の流れというものは、1回目2回目で色々説明している。流れと言うものは。この件についてはこうなっていますという風に説明はしている。

鈴木委員（天王町）

そんな事等で、私共も十分に任意協議会とこの協議会との繋がりをどういう風に解釈するのかなと。例えば、53項目を我々協議会で審議しますよと言った時に、その53項目が果たしてどうなのかという事が私共に問われてもよく分からない訳です。しかしそれは、任意協議会でおそらく十分に協議された結果の53項目であったのかなという風な事で、私共はそれはそうでしょうなという程度で、53項目についてはこういう経緯があったのだという説明をしてもらえればありがたい訳だけれども、53項目の適否については、私共が判断する材料は1つもありませんでした。

会 長（石川天王町長）

任意協議会では53項目説明してますか。

説明者（事務局長 幸村）

細かくは説明してないです。

会 長（石川天王町長）

いずれ、天王の鈴木さんのように任意協議会に参加していないで法定協議会に参加して、任意協議会の流れが分からないというような事もあると思いますので、この件については町民代表の委員については今までの大体的流れというものを書いてもいいと思いますので、事務方出

来ますか。出来ますよね。

鈴木委員（天王町）

例えば、財政の問題でも色々話をされているけれども、全く白紙で発言していいものがある程度はその任意協議会でそんな事等が、やり取りがあったのか。例えば新市の名称にしても、色んな経緯があって今改めてこうなっているのか。私共は多少遠慮気味でそんなやり取りを聞いている訳だけれども、それと何も関係なくて白紙の状態で色々、愚問であろうと質問であろうと意見であろうと出してもいいよという風な、オープンした形の中であればそれなりに自分の気持ちを整理しますけれども、どうも流れが任意協議会で、やはり一応何かあったのかなと私共は考えてしまうので、そんな事等で、大変貴重な時間を皆さんに割いてもらったけれども、勉強させてもらいました。

会 長（石川天王町長）

分かりました。それでは事務方にお話しまして、今までの流れというものを若干皆様の御手元に資料として出したいと思います。

では改めて今日の会議をこれで閉じさせていただきます。大変ご苦労様でした。